

令和3年度 第2回月形町地域拠点施設整備等審議会次第

日 時 令和3年8月18日(水)

午後5時30分～

会 場 月形町役場大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長の選出について
- 5 議題
 - (1) 町の主要事業について
 - 地域拠点施設の整備について
 - 町民保養センター等改修について
 - 道の駅の整備について
 - 旧JR鉄道跡地(石狩月形駅周辺整備)について
 - (2) その他
- 6 閉会

月形町地域拠点施設整備等審議会委員名簿

委嘱期間 令和3年7月1日～令和5年6月30日

NO	委員区分	所属等	役職	氏名
1	条例第3条第2項の1号委員 ※町の区域内の公共的団体及び 関係機関の会員又は職員	月形商工会青年部	部長	香西 雅之
2		月形商工会女性部	部長	廣野 いづみ
3		月形町農業協同組合	専務理事	福井 誠
4		月形町農業協同組合女性部	代表監事	中村 三賀子
5		社会福祉法人月形町社会福祉協議会	主任	齋藤 貴子
6		月形町老人クラブ連合会	会長	西山 雅俊
7		月形観光協会	副会長	廣野 和男
8		月形町PTA連合会	会長	松浦 朝太郎
9		月形町赤十字奉仕団	委員長	松山 俊子
10		NPO法人 コミュニティワーク研究実践センター	相談支援員	熊倉 なみ
11		市北行政区		高島 康典
12		月形刑務所	矯正処遇官	本多 大輔
13		社会福祉法人雪の聖母園	生活支援員	鳥潟 慎太郎
14	条例第3条第2項の2号委員 ※識見を有する者	月形町社会教育委員会	委員長	伊藤 格
15	条例第3条第2項の3号委員 ※公募による者	会社員		梅木 悠太
16		農業及びフリーランス（IT、翻訳通訳、 販促、デザイン、文書校閲等、各種業務 受託）		加藤 由紀

月形町地域拠点施設整備等審議会設置条例

(設置)

第1条 地域拠点施設及び皆楽公園等の整備方針について審議するため、月形町地域拠点施設整備等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 地域拠点施設の整備に関すること。
- (2) 皆楽公園等の整備方針に関すること。
- (3) 地域拠点施設の整備及び皆楽公園等の整備の連携に関すること。
- (4) その他整備に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の会員又は職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を認め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会は、審議の経緯又は審議の結果を委員以外の者に報告するものとする。
- 6 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（平成13年月形町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1月形町地域公共交通活性化協議会委員の項の次に次のように加える。

月形町地域拠点施設整備等審議会委員	日額	7,200
-------------------	----	-------

月形町地域拠点施設整備等審議会運営規程

平令和元年6月27日

月形町地域拠点施設整備等審議会決議

(趣旨)

第1条 この規程は、月形町地域拠点施設整備等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、審議会の委員が会議に出席できない場合であって、委員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 前項の規定により出席を認められた代理人（以下「代理人」という。）は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理人は、議決権を有しないものとする。

4 代理人に対しては、報酬及び費用弁償は支払われないものとする。

(会議の公開等)

第3条 月形町地域拠点施設整備等審議会条例（令和元年月形町条例第10号。以下「条例」という。）第6条第6項の規定に基づき、会議は公開とする。ただし、会長が公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 何人も非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議録等)

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等又は代理人の氏名

(3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容

2 会議録は、発言内容を要約した会議概要として調製するものとする。

3 会議録及び配付資料は、公開とする。ただし、会長が公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

月形町地域拠点施設整備等審議会傍聴規程

令和元年6月27日

月形町地域拠点施設整備等審議会決議

(趣旨)

第1条 この規程は、月形町地域拠点施設整備等審議会運営規程（令和元年6月 日月形町地域拠点施設整備等審議会決議。以下「運営規程」という。）第3条第3項の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 会長は、会議を開催する会場の都合により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に住所（報道関係者の場合は報道機関名）及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 会議を傍聴するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を会長の許可を得ずに配布しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音等をしようとする

ときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第3条第1項ただし書の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。